

学生教職員の皆様へ

2023 年 5 月 8 日

保健管理センター所長
小林 由直

新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う感染対策と療養について

新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日（月）から感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に変更されることになりました。5 月 8 日以降は、国や自治体の方針に従って感染予防を続けてください。

「5 類感染症」への移行に伴い、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。

- ・ 特に発症後 5 日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日（無症状の場合は検体採取日）を 0 日目として 5 日間は外出を控えることが推奨されます。やむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- ・ 5 日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して 24 時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。また、症状が重い場合は、医師に相談することが推奨されます。
- ・ 10 日間は経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。
発症後 10 日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合は、マスク着用など咳エチケットを心がけましょう。
- ・ 一般に保健所による新型コロナウイルス濃厚接触者の特定は行われず、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。
大学においても、濃厚接触者の特定や外出自粛は求められません。

- ・ 家族や同居人が新型コロナウイルスに感染した場合、可能であれば部屋を分け、できるだけ限られた者で世話をするよう、注意してください。
その上で、外出する場合は、発症日を0日として特に5日間は自身の体調に気をつけ、手洗いや換気等の基本対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を控える等の配慮をしてください。なお、7日目までは発症する可能性があることに留意してください。
- ・ 新型コロナ感染が確認された学生は、学校保健安全法により、「発症翌日から数えて5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで」は出席停止となります。出席停止解除後も、発症翌日から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

新型コロナウイルス感染症対策「基本的対処方針に基づく対応」（内閣官房）

<https://corona.go.jp/emergency/>

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_ope01-000004520_2.pdf